

○非常勤職員の採用情報（内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課）

1. 勤務先	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 (所在地：那覇市おもろまち2-1-1)
2. 業務内容	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課取引適正化対策調査官(非常勤の国家公務員)として以下①～⑥の業務に従事します。(「法令」とは、下請代金支払遅延等防止法、消費税転嫁対策特別措置法をいいます) ① 企業訪問・電話ヒアリング、書籍・WEB等調査業務(法令に基づく企業間等の取引に係るもの) ② 立入検査予定対象企業の情報収集、整理、資料作成 ③ 法令に基づく立入検査の実施及び同関連業務 ※沖縄県内外への宿泊(1泊程度)を伴う出張あり(出張旅費は支給) ④ 立入検査等により収集した書類の整理・分析及び関係資料の作成 ⑤ 企業等からの問合せ対応業務(消費税転嫁拒否の恐れのある事案や下請取引等に関すること) ⑥ 中小企業課に付随する業務
3. 募集人数	取引適正化対策調査官 一般職 2名
4. 給与	・日額 11,800円(一般職) ・交通費支給(実費、上限55,000円)、雇用保険、公務災害補償、厚生年金 ・勤務状況等に応じ、賞与6月、12月に支給
5. 任用予定期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
6. 勤務日(曜日)及び勤務時間	週5日(月～金) 8:30～17:15(祝祭日は除く) (昼休み12:00～13:00) 年末年始休(12/29-1/3)、有給休暇、夏期休暇(3日)等
7. 応募資格	① 相談対応業務や営業職など対人折衝に係る社会人経験があること。 ② 一定程度のOA能力(パソコンワープロ、表計算等)を有すること。 ③ 任用期間中は継続して勤務することができること。 ④ 次のいずれにも該当しないこと。 (i) 日本国籍を有しない者 (ii) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けた日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ⑤ 次の専門知識や経験がある方は、その内容及び時期を具体的に応募書類に記載してください。 ・ 法令の執行に係る専門的業務に従事するために必要な基礎知識(関連する法令の知識や国・自治体での行政経験、企業や団体の法務・経理部門における業務経験等)及び監査または検査に関する専門知識及び実務経験(例えば、監査実務、内部検査実務の担当経験)等 ⑥ 普通自動車免許を取得していること。(年齢、性別は不問)
8. 応募方法	履歴書(市販のもので可、顔写真(3ヶ月以内で撮影)を貼付)及び職務経歴書を下記提出先までご郵送ください。なお、封筒表面及び履歴書左上余白に「中小企業課取引適正化対策調査官希望」と朱書きしてください。
9. 応募期間	令和4年1年5日(水)～2月18日(金) 17時必着
10. 選考方法	一次選考(書類審査)、二次選考(面接審査) 一次選考合格者に対して二次審査の日時、場所を通知し(一次選考不合格者に対して、書面通知します) 面接実施時期：令和4年2月22日(火)、24日(木)、25日(金) 通知方法：E-mail又は電話
11. 書類等の提出先	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-那覇第2地方合同庁舎2号館 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課「取引適正化対策調査官採用担当」宛て
12. その他	・ 応募の秘密については厳守いたします。また、採用者を除き応募書類は求人者の責任にて廃棄致します。 ・ ハローワーク那覇でも求人情報が確認できます。